

▶ p.53 表3・7 さしかえ

表3・7 構造計算の必要な建築物の構造と規模

建築物の種類	I. 超高層建築物	II. 大規模建築物					III. 中規模建築物	
条 項	法20条1項一号	法20条1項二号					法20条1項三号	
構造・規模	高さ > 60m	高さ ≤ 60m					高さ ≤ 60m (II以外の建築物)	
		木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	組積造 補強コンクリートブロック造	令36条の2 第四号の建築物	木造	木造以外
		①階数(地階を除く) ≥ 4 ②高さ > 16m	①階数(地階を除く) ≥ 4 ②階数(地階を除く) ≤ 3で 高さ > 16m	高さ > 20m	階数(地階を除く) ≥ 4	①階数(地階を除く) ≥ 4 ②高さ > 16m	①階数(地階を除く) ≥ 3 ②延べ面積 > 300m ²	①階数 ≥ 2 ②延べ面積 > 200m ²

▶ p.54 14行

「3) 柱の小径」について

建築物の重量に応じた算定式が規定され、本掲載の表3・9は廃止となった。屋根や外壁の仕様などから柱の小径が把握できる早見表(下表)や表計算ツールが整備されている。

表3・9 柱の小径の例(日本住宅・木材技術センターによる)

屋根と外壁の仕様			柱の必要小径 d_e / 横架材間の垂直距離 l		
太陽光パネル	屋根	外壁	平家建て	2階建ての1階	2階建ての2階
あり	瓦葺き	モルタルなど	1/30	1/23	1/29
		サイディング			
	金属板葺き	モルタルなど		1/26	
		サイディング			
なし	瓦葺き	モルタルなど	1/30	1/26	1/29
		サイディング			
	金属板葺き	モルタルなど			
		サイディング			

* 1階階高2.9m以下、2階階高2.8m以下、2階床面積/1階床面積 = 0.6以上0.8未満の場合

「6) 軸組長さの計算」について

地震力に対する必要壁量は、建築物の荷重の実態に即して算定式によって計算することとなり、本掲載の表3・10は廃止となった。屋根や外壁の仕様などから単位面積あたりの必要壁量が把握できる早見表（下表）や表計算ツールが整備されている。

表3・10 単位床面積あたりの必要壁量の例（日本住宅・木材技術センターによる）

屋根と外壁の仕様			単位床面積あたりの必要壁量 L_w (cm/m ²)		
太陽光パネル	屋根	外壁	平家建て	2階建ての2階	2階建ての2階
あり	瓦葺き	モルタルなど	25	46	33
		サイディング	23	41	30
	金属板葺き	モルタルなど	18	39	25
		サイディング	16	35	22
なし	瓦葺き	モルタルなど	22	43	29
		サイディング	20	39	27
	金属板葺き	モルタルなど	15	37	21
		サイディング	14	32	19

* 1階階高2.9m以下、2階階高2.8m以下、2階床面積/1階床面積 = 0.6以上0.8未満の場合

なお、存在壁量を計算するための軸組の倍率はS56告示1100号に示されており、耐力壁のほか一定の要件を満たす準耐力壁等を存在壁量に含めることができるようになった。

▶ p130 表5・2 のさしかえ

表5・2 確認申請を要する建築物（用途・構造・規模・工事の種類）

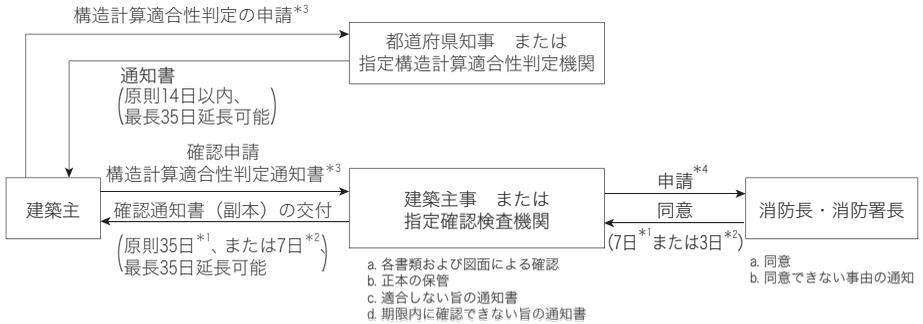
区域	条文	用途・構造	規模	工事の種類
全国	法6条1項一号(令115条の3)	①特殊建築物……「映画館、劇場、演芸場」観覧場、「集会場、公会堂、病院、診療所(収容施設のあるもの)、児童福祉施設」、「ホテル、旅館」、「下宿、寄宿舎」、共同住宅、学校、「体育館、水泳場、スポーツ練習場、スケート場、スキー場、ボウリング場」、「百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗(>10m ²)」、展示場、「バー、ナイトクラブ、キャバレー、カフェー」、飲食店、「料理店、待合」、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場、「テレビスタジオ、映画スタジオ」	用途に供する部分の床面積の合計 > 200m ² (※)	建築（新築・増築・改築・移転） 大規模の修繕 大規模の模様替 特殊建築物への用途変更 ^{*1}
	法6条1項二号	②①以外の建築物	階数 ≥ 2 または延べ面積 > 200m ² (※)	
	法87条の4	③①、②に設ける建築設備（令146条1項）	・エレベーター ^{*1} 、エスカレーター ・特定行政庁が指定するもの	設置
都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区および知事指定区域内	法6条1項三号	④①、②以外のすべての建築物	規模に関係しない	建築（新築、増築、改築、移転）

※ 増築後これらの規模に達する場合は、申請を要する。

* 1 一般の建築物から特殊建築物への変更、また表中「」内相互の変更を除く特殊建築物相互の変更は、確認申請を要する。

* 2 ホームエレベーター、段差解消機などを後付けする場合は、確認申請不要。

▶ p.132 図5・2の訂正



注 確認通知書の交付の日数の中には、消防長の同意の日数を含む

- *1 法6条1項一号・二号の建築物(表5・2中の①、②)
- *2 法6条1項三号の建築物(表5・2中の④)
- *3 p.53表3・7II.、III.の建築物(法20条1項二号、三号)に限る
- *4 防火地域・準防火地域外の独立住宅、建築設備を除く

図5・2 確認申請の流れ

▶ p.133 文字の訂正

最終行 × ③法6条1項四号の～ → ○ ③法6条1項三号の～

表5・4 二号欄下行

× 法6条1項四号に～ → ○ 法6条1項三号に～

二号欄下11行目〔左右2箇所〕

× イ、法20条四号イ → ○ イ、法20条一項四号イ

▶ p.164 表6・17のさしかえ

表6・17 建築士でなければならない設計監理

構造	木造			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造	
	高さ16m以下	高さ16m超または地階を除く階数4以上	高さ16m以下	高さ16m超または地階を除く階数4以上	
高さ階数	階数1	階数2	階数3以上	階数2以下	階数3以上
延べ面積(増改築などはその面積) (m ²)	≤ 30	だれでもできる		だれでもできる	一級、二級建築士
	≤ 100	一級、二級、木造建築士		一級建築士	
	≤ 300	一級、二級建築士			
	≤ 500				一級建築士
	≤ 1000				
1000 <					

注) □で示した規模の学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーディトリウムのある集会場、百貨店については、一級建築士でなければならない。

超高層建築物または二次設計が必要な規模の建築物の確認申請書は、構造設計一級建築士が設計または確認した構造設計によるなければ受理されない。また、階数3以上かつ床面積の合計が5000m²を超える建築物の確認申請書は、設備設計一級建築士が設計または確認した設備設計によるなければ受理されない(建築基準法6条3項、土法20条の2、20条の3)。

▶ p.176 ~ 179

本文 p56 ~ 57 の部分の法改正により、根拠法令及び下線部数値*は異なるものとなる。

- × 令 46 条 4 項表 1 → ○ S56 告示 1100 号別表 1 (p.57 表 3・12、更新版)
- × 令 46 条 4 項表 2 → ○ 早見表 (p.56 表 3・10、更新版)
- × 令 46 条 4 項表 3 → ○ S56 告示 1100 号の表 (p.57 表 3・11、更新版)

- × 軸組の壁量 → ○ 軸組の存在壁量
- × 軸組の必要長さ → ○ 必要壁量

☞ 数値*の詳細は弊社ホームページを参照ください。

<https://book.gakugei-pub.co.jp/gakugei-book/9784761526115>



以下の表もさしかえてください。

表 7・3 軸組の壁量の検討

検討部分		軸組の長さ × 倍率の合計		地震力に対する必要長さ		風圧力に対する必要長さ		
梁間方向の検討	1 階	外 壁	$5.46 \times 3 = 16.38$	35.49m	67.90×43 = 2914.7cm	29.20m	60.99×50 = 3049.5cm	30.50m
		間仕切壁	$12.74 \times 1.5 = 19.11$					
2 階	外 壁	$7.28 \times 3 = 21.84$	21.84m	$52.17 \times 29 = 1512.93\text{cm}$	15.13m	$28.05 \times 50 = 1402.5\text{cm}$	14.03m	
桁行方向の検討	1 階	外 壁	$7.28 \times 3 = 21.84$	31.39m	67.90×43 = 2919.7cm	29.20m	34.89×50 = 1744.5cm	17.45m
		間仕切壁	$6.37 \times 1.5 = 9.555$					
2 階	外 壁	$5.46 \times 3 = 16.38$	16.38m	$52.17 \times 29 = 1512.93\text{cm}$	15.13m	$15.98 \times 50 = 799\text{cm}$	7.99m	

表 7・4 壁量充足率の計算

側端部分		壁量充足率
階	方 向	
1 階	梁間 (西)	$10.92 \div 7.48 = 1.46$
	梁間 (東)	$13.65 \div 7.48 = 1.82$
	桁行 (北)	$10.92 \div 7.48 = 1.46$
	桁行 (南)	$10.92 \div 7.48 = 1.46$
2 階	梁間 (西、東)	$10.92 \div 3.79 = 2.88$
	桁行 (北、南)	$8.19 \div 3.79 = 2.16$

以上